

文化財保護法の一部を改正する法律案の概要

1．保護対象の拡大

○ 文化的景観

- (1) 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された文化的景観を文化財として位置付けることとする。(第 2 条関係)
- (2) 文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、景観法で定める景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観のうち、特に重要なものを重要文化的景観として選定することとする。(第 1 3 4 条関係)
- (3) 重要文化的景観について、滅失、き損した場合や現状変更等をしようとする場合に所有者等が届出を行うとともに、文化庁長官が必要な指導、助言又は勧告をすることができるなど、必要な保護措置を講ずることとする。(第 1 3 6 条～第 1 4 1 条関係)
- (4) 重要文化的景観の選定に当たっては、関係者の所有権等を尊重するとともに、国土の開発等公益との調整や農林水産業その他の地域における産業との調和に留意しなければならないものとし、文化庁長官が勧告等をしようとするときは、関係各省各庁の長と協議しなければならないものとする。(第 1 4 1 条関係)

○ 民俗技術

民俗文化財に、風俗慣習及び民俗芸能に加え、地域において伝承されてきた生活や生産のための鉄・木材等を用いた用具、用品等に関する製作技術である民俗技術を追加することとする。(第 2 条関係)

2．保護手法の多様化

○ 登録制度の拡充

- (1) 登録有形文化財制度を、建造物以外の有形文化財にも拡充し、現行の保護措置と同様、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講ずることとする。(第 5 7 条～第 6 9 条関係)
- (2) 登録有形民俗文化財制度及び登録記念物制度を創設し、登録有形文化財制度と同様の保護措置を講ずることとする。(第 9 0 条、第 1 3 2 条及び第 1 3 3 条関係)

3．その他

- (1) この法律案は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行するものとする。(附則第 1 条関係)
- (2) 条文整理に伴う関係法律の改正を行うものとする。(附則第 2 条～第 1 5 条関係)

文化財保護法の一部を改正する法律案（ポイント）

我が国の産業・社会構造や国民の生活・意識の変化

失われゆく郷土の文化的な景観、生活・生産の製作技術、近代の文化遺産

これらは、既存の文化財では十分捉えられず、新たな保護手法が必要

文化財保護法の一部改正

保護対象の拡大

◆文化的景観

（対象）棚田、里山など、人と自然との関わりの中で作り出された景観

（保護）国は、都道府県又は市町村の申出に基づき、特に重要なものを重要文化的景観として選定し、支援



◆民俗技術

（対象）鍛冶、船大工など、地域において伝承されてきた生活や生産に関する用具、用品等の製作技術

（保護）民俗文化財として保護
→ 国や地方による指定、支援



保護手法の多様化

◆登録制度の拡充

（目的）届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じ、文化財の所有者の自主的な保護を図る登録制度を、建造物に加え、他の有形の文化財に拡大

（対象）開発等により保護の必要性が高まっている近代の文化財等

国、地方、文化財の所有者が連携・協力し、歴史的価値を有する郷土の景観や近代の文化財を保護